

## 政令番号134 酢酸ビニル

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道							9.6E+2	960.2
2	青森県							2.5E+2	245.5
3	岩手県							3.2E+2	318.8
4	宮城県							6.9E+2	687.0
5	秋田県							1.7E+2	167.7
6	山形県							1.9E+2	189.6
7	福島県							7.0E+2	703.8
8	茨城県							5.9E+2	587.7
9	栃木県							3.3E+2	333.8
10	群馬県							3.4E+2	336.6
11	埼玉県							1.1E+3	1,095.5
12	千葉県							9.7E+2	971.0
13	東京都							2.3E+3	2,281.2
14	神奈川県							1.3E+3	1,293.4
15	新潟県							5.1E+2	505.6
16	富山県							2.3E+2	226.2
17	石川県							2.1E+2	212.1
18	福井県							1.6E+2	163.1
19	山梨県							1.8E+2	176.8
20	長野県							3.5E+2	346.7
21	岐阜県							3.4E+2	341.3
22	静岡県							6.7E+2	671.8
23	愛知県							1.3E+3	1,317.6
24	三重県							3.2E+2	316.2
25	滋賀県							2.3E+2	234.6
26	京都府							3.9E+2	394.8
27	大阪府							1.1E+3	1,115.0
28	兵庫県							7.3E+2	732.7
29	奈良県							1.8E+2	176.8
30	和歌山県							1.8E+2	180.1
31	鳥取県							8.8E+1	87.9
32	島根県							1.4E+2	141.9
33	岡山県							3.1E+2	311.2
34	広島県							4.2E+2	419.1
35	山口県							2.3E+2	225.1
36	徳島県							1.2E+2	121.0
37	香川県							1.7E+2	167.2
38	愛媛県							2.2E+2	218.9
39	高知県							1.2E+2	121.7
40	福岡県							7.9E+2	793.2
41	佐賀県							1.4E+2	140.9
42	長崎県							1.8E+2	183.1
43	熊本県							2.7E+2	273.9
44	大分県							1.9E+2	192.7
45	宮崎県							2.0E+2	204.1
46	鹿児島県							2.8E+2	279.2
47	沖縄県							2.9E+2	289.3
	全国							2.1E+4	21,453.7